

泉北教職員組合
執行委員長 井谷 武志

「卒業式・入学式での『日の丸』掲揚、『君が代』斉唱起立」にかかわる要請書

憲法と教育の条項にもとづき、子どもたちの成長・発達を保障する教育に向けて、ご尽力をいただいていることに敬意を表します。

大阪では「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」などにより、教職員・子ども・保護者に対して、「日の丸・君が代」を強制し、憲法に保障されている「思想・良心の自由」を侵害する事態が広がっています。

かつて侵略戦争のシンボルとして利用された「日の丸」、天皇の御代の永続化をたてたる「君が代」についての多様な考えを互いに認め合うことは民主主義の基本であり、憲法 19 条「思想・良心の自由」に保障されたものです。また、子どもたちの成長・発達のために行われる自主的で創造的な教育は、条例や命令で強制してはならない営みです。

2011 年 6 月に「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」は制定されましたが、「条例」に係る大阪府教育委員会の対応は、「市町村立学校の教職員についての対応は、・・・市町村教育委員会において判断する。」「本条例は、具体的な義務を課するものではないので、条例違反をもって直ちに懲戒処分は行わない」とし、具体的対応については、「教職員に職務命令を発するかどうかは、市町村教育委員会の判断するところによる」とされています。

わたしたちは、すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育、子ども・父母・教職員の「思想・良心の自由」を求める立場から、貴教育委員会に対し、以下の点を要請します。

記

1. 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」は、一般的な規範を示すもので、教職員に具体的な義務を課するものではないことを踏まえ、「卒業式・入学式での『日の丸』掲揚、『君が代』斉唱」は、あくまで学習指導要領の趣旨に基づいた指導を基本とすること。
2. 学習指導要領はあくまでも大綱的な基準であり、学習指導要領の「各学校においては…教育課程を編成するものとする」の記述通り、各学校の教育課程編成権を尊重すること。
3. 貴教育委員会が職務監督権を有する教職員に対して、画一的な職務命令を発しないこと。

以上



各校の教育課程の編成権を尊重すること。
画一的な職務命令を発しないこと。
の3点を要請しました。

3月に入り、小・中学校とも、卒業式が近づいてきました。
卒業式・入学式は本来、各学校で編成されるべき教育課程の一部です。各校の創意が尊重される卒業式・入学式にしたいものです。

しかし、大阪では「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」などにより、「日の丸・君が代」を強制し、憲法に保障されている「思想

信条の自由」を侵害される事態となっています。
泉北教組は、和泉市、高石市、忠岡町の各教育委員会に対して、すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育、子ども・父母・教職員の「思

想・良心の自由」を求める立場から、「卒業式・入学式での『日の丸』掲揚、『君が代』斉唱」は、あくまで学習指導要領の趣旨に基づいた指導を基本とすること。

「日の丸」「君が代」は学習指導要領の範囲内で 子どもたちのための卒業式・入学式に 各地教委に要請書提出

2018年 新歓フェスタ

4月7日(土)10:00～ 和泉コミセン

子どもの心の‘ゆれ’に寄り添う

来年度4月の泉北教組新歓フェスタ(教研)は、岸和田市の小学校勤務の家串省三郎さんを招きます。一見荒れているようで、心の中には「ちゃんとしたい」という願いを持つ子どもたち。そんな心の揺れに寄り添う学級づくりについて学びます。

子どもたちの行動や、言葉を発達的にどう見ていくのか、そして、どう向き合い学級をつくっていくのか、新学期に学びたいことをお話ししていただきます。

新年度の始まりに、子どもの目が輝く学級づくりについて、みんなでいっしょに学びましょう!

「・・・以前から、高学年の学級づくりの困難さが叫ばれていますが、『高学年だから』という特別視をする必要はありません。『昔に比べて今の子は』という批判もあたりません。昔も、今も、様々な場面で見せる子どもの目の輝きは変わりません。誰もが、『賢くなりたい』『頑張りたい』という思いを強く持っているのです。・・・」

(「おおさかの子どもと教育」89号

家串省三郎「高学年学級づくり」より一部抜粋)

「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。